

神石高原町地球温暖化対策実行計画

（事務事業編）

令和7年3月

目 次

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	3
1. 計画策定の背景	3
2. 基本的事項	5
3. 温室効果ガス排出量の現状	10
4. 温室効果ガス排出削減目標	17
5. 温室効果ガス排出削減に向けた取組み	18
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	24

地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

1. 計画策定の背景

(1) 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021(令和3)年8月には、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

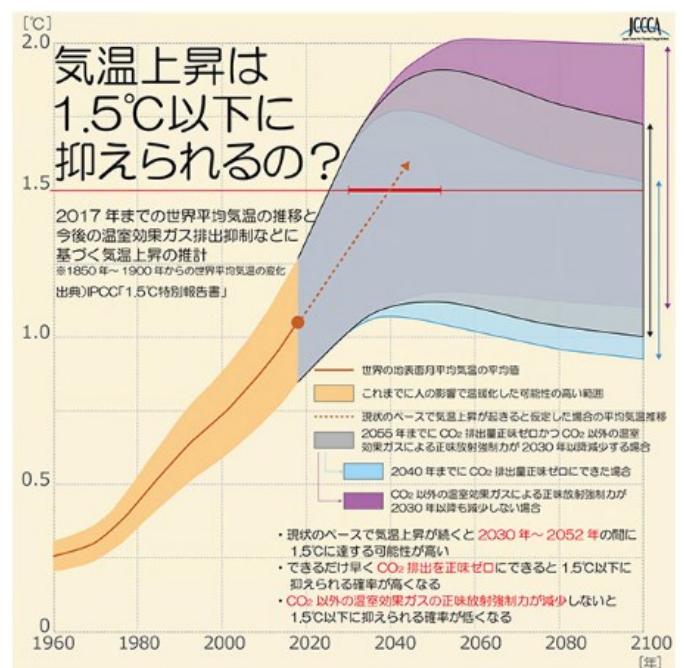
今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

2015(平成27)年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回締約国会議(COP21)が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018(平成30)年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に実質ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。



出典) IPCC「1.5℃特別報告書」

(3) 地球温暖化対策をめぐる国内の動向

2020（令和2）年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021（令和3）年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年（平成25年）度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。また、2021（令和3）年10月には、これらの目標が位置付けられた地球温暖化対策計画の閣議決定がなされました。地球温暖化対策計画においては、我が国は、2030年、そして2050年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、2050年カーボンニュートラルと2030年度46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

表 1.1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
エネルギー起源CO ₂		14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別	産業	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	業務その他	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	家庭	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」（<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>）

(4) 神石高原町におけるこれまでの取組や今後の取組方針

神石高原町では、2007（平成19）年3月には、地球温暖化対策推進法に基づき、町の事務事業から排出される温室効果ガスの排出を削減するための指針として「神石高原町地球温暖化対策実行計画」を策定し、全職員が一丸となって地球温暖化防止に向けた取組を進めてきました。

また、2009（平成20）年には、「神石高原町地域新エネルギービジョン」を策定し、太陽光発電設備の導入などに補助制度を設け、新エネルギーの導入、普及を推進してきました。

今後の取組方針として、2025（令和7）年3月の「神石高原町第3次長期総合計画」に基づき、自然との共生をめざし、広報・啓発活動や再生可能エネルギー利用の支援を図り、環境にやさしいまちづくりを推進します。

2. 基本的事項

(1) 計画の目的と位置づけ

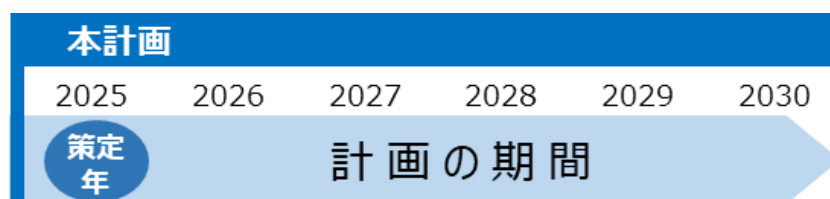
神石高原町では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「神石高原町地球温暖化対策実行計画（2007（平成 19）年 3 月）」を策定し、本町の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減を推進してきましたが、2030（令和 12）年度の温室効果ガス削減目標を 2013（平成 25）年度比 50%とする「政府実行計画」（2021（令和 3）年 10 月閣議決定）を踏まえ、上位・関連計画との整合を図る観点から、「神石高原町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定するものです。本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づき、環境関連法令や上位・関連計画をふまえ、町が実施する全ての事務・事業に関し、「温室効果ガスの排出量の削減」に向け、省エネルギー及び再生可能エネルギーの利用を推進するための計画です。本計画では、2030（令和 12）年度までに、本町の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量を 2023（令和 5）年度比 21%を上回り削減することを目標に掲げ、目標達成のための 7 つの基本方針と同方針に基づく主な取組等を取りまとめています。

(2) 基準年度

本計画の基準年度は 2023（令和 5）年度とします。

(3) 計画期間

本計画の期間は、2025（令和 7）年度から 2030（令和 12）年度までの 6 年間とします。なお、今後計画の見直しは、目標年度に行うほか、社会情勢の動向に変化が生じる等の計画策定の前提となる諸条件に変更が生じた場合に行うものとします。



(4) 対象範囲

神石高原町が行う全ての事務・事業を対象とします。なお、外部委託、指定管理者制度等により実施するものについては本計画の範囲の対象外としますが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

対象施設は以下の通りです。

表 2-1.1 対象施設一覧

施設名称	担当部局・課室	施設分類
三和給食共同調理場	教育課	その他教育施設
豊松学校給食共同調理場	教育課	その他教育施設
三和小学校	教育課	学校
三和中学校	教育課	学校
神石高原中学校	教育課	学校
神石小学校	教育課	学校
豊松小学校	教育課	学校
油木小学校	教育課	学校
来見小学校	教育課	学校
神石民俗資料館	教育課	民俗資料館等
斎場やすらぎ苑	健康衛生課	その他（建物）
市場上公衆便所（駐車場）	健康衛生課	その他（建物）
小吹公衆便所	健康衛生課	その他（建物）
小田橋_定額電灯	健康衛生課	その他（建物）
小畠中央公衆便所	健康衛生課	その他（建物）
小畠東公衆便所	健康衛生課	その他（建物）
上屋外便所	健康衛生課	その他（建物）
米山下谷水道（橋）_定額電灯	健康衛生課	その他（建物）
クリーンセンターじんせき	健康衛生課	供給処理施設
グリーンセンター陽光	健康衛生課	供給処理施設
し尿処理場	健康衛生課	供給処理施設
永野地区飲料水供給施設	健康衛生課	供給処理施設
永野地区飲料水供給施設取水場	健康衛生課	供給処理施設
下谷米山浄水場	健康衛生課	供給処理施設
宮尾地区浄水場	健康衛生課	供給処理施設
古市地区用水	健康衛生課	供給処理施設
寺郷地区浄水場	健康衛生課	供給処理施設
新庄地区取水場	健康衛生課	供給処理施設
新庄地区浄水場	健康衛生課	供給処理施設
新城地区中継ポンプ場	健康衛生課	供給処理施設
神石ごみ焼却場ストックヤード	健康衛生課	供給処理施設
仁吾下地区取水場	健康衛生課	供給処理施設
仁吾下地区浄水場	健康衛生課	供給処理施設
仁後上地区浄水場	健康衛生課	供給処理施設
川東後地区浄水場	健康衛生課	供給処理施設
川東後地区第2取水場	健康衛生課	供給処理施設
中間谷地区取水場	健康衛生課	供給処理施設
中間谷地区取水場_定額電灯	健康衛生課	供給処理施設

表 2-1.2 対象施設一覧

施設名称	担当部局・課室	施設分類
中間谷地区浄水場	健康衛生課	供給処理施設
追谷地区浄水場	健康衛生課	供給処理施設
藤野呂飲供配水池	健康衛生課	供給処理施設
藤野呂地区水道	健康衛生課	供給処理施設
日ノ郷地区パトライト	健康衛生課	供給処理施設
日ノ郷地区取水場	健康衛生課	供給処理施設
日ノ郷地区浄水場	健康衛生課	供給処理施設
畑飲料水供給施設	健康衛生課	供給処理施設
畑地区水道	健康衛生課	供給処理施設
野田丸給水施設	健康衛生課	供給処理施設
野田丸配水池	健康衛生課	供給処理施設
油屋地区第1浄水場	健康衛生課	供給処理施設
油屋地区第2浄水場	健康衛生課	供給処理施設
李谷地区水道組合（取水施設）	健康衛生課	供給処理施設
李谷地区水道組合（浄水施設）	健康衛生課	供給処理施設
臂政地区配水池	健康衛生課	供給処理施設
三和共同福祉施設（中央公民館） 新型コロナワクチンコールセンター	健康衛生課	集会施設
消防職員用待機宿舍（神石）	建設課	公営住宅
油木地区農林水産物集出荷貯蔵施設	産業課	産業系施設
いずみ保育所	子育て応援課	幼保・子ども園
くるみ保育所	子育て応援課	幼保・子ども園
こばたけ保育所	子育て応援課	幼保・子ども園
来見児童総合施設	子育て応援課	幼保・子ども園
永野消防屯所	神石支所	消防施設
古川消防屯所	神石支所	消防施設
高光消防屯所	神石支所	消防施設
相渡消防屯所	神石支所	消防施設
草木消防屯所	神石支所	消防施設
田頭消防屯所	神石支所	消防施設
福永消防屯所	神石支所	消防施設
牧消防屯所	神石支所	消防施設
神石支所	神石支所	庁舎等
三和共同福祉施設（中央公民館）	総務課	集会施設
三和消防屯所（第1分団第1部）	総務課	消防施設
三和消防屯所（第1分団第2部）	総務課	消防施設
三和消防屯所（第1分団第3部）	総務課	消防施設
三和消防屯所（第2分団第1・2部）	総務課	消防施設
三和消防屯所（第2分団第3部）	総務課	消防施設

表 2-1.3 対象施設一覧

施設名称	担当部局・課室	施設分類
三和消防屯所（第3分団第1部）	総務課	消防施設
三和消防屯所（第3分団第2部）	総務課	消防施設
三和消防屯所（第3分団第3部）	総務課	消防施設
神石高原町役場	総務課	庁舎等
街路灯	豊松支所	その他（建物）
中央待合所（便所）	豊松支所	その他（建物）
豊松青年会館	豊松支所	その他（建物）
豊松指揮車機庫	豊松支所	消防施設
豊松第1分団第1部屯所	豊松支所	消防施設
豊松第1分団第1部屯所 機庫	豊松支所	消防施設
豊松第1分団第2部屯所	豊松支所	消防施設
豊松第2分団第1部屯所	豊松支所	消防施設
豊松第2分団第2部屯所	豊松支所	消防施設
豊松支所	豊松支所	庁舎等
トレーニングセンター	未来創造課	スポーツ施設
光信多目的広場	未来創造課	スポーツ施設
高蓋体育館	未来創造課	スポーツ施設
小島体育館	未来創造課	スポーツ施設
神石多目的グラウンド	未来創造課	スポーツ施設
多目的体育館	未来創造課	スポーツ施設
天神原グラウンド	未来創造課	スポーツ施設
二幸体育館	未来創造課	スポーツ施設
豊松山村広場	未来創造課	スポーツ施設
油木体育館	未来創造課	スポーツ施設
油木庭球場	未来創造課	スポーツ施設
陽光の里健康ひろばテニスコート	未来創造課	スポーツ施設
高蓋ふれあい広場	未来創造課	レクリエーション施設・観光施設
陽光の里野外ステージ	未来創造課	レクリエーション施設・観光施設
さんわ総合センター	未来創造課	文化施設
郷土芸能練習場	未来創造課	文化施設
陽光の里文化ホール	未来創造課	文化施設
高蓋ふれあい交流施設（三和民俗資料館）	未来創造課	民俗資料館等
油木山村開発センター	油木支所	集会施設
小吹地区消防屯所	油木支所	消防施設
銭坪駐車場（第1駐車場）（油木方面隊第1分団屯所）	油木支所	消防施設
油木方面隊第2分団第1部屯所（安田）	油木支所	消防施設
油木方面隊第2分団第4部屯所（花済）	油木支所	消防施設
油木方面隊第2分団屯所（仙養）	油木支所	消防施設
油木支所	油木支所	庁舎等

(5) 対象とする温室効果ガス

検証対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項において規定されている7種類のうち、排出量の把握が困難なものを除いた、「二酸化炭素」とします。

表 2-2 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	人為的な排出源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	・電気、ガス、燃料等の使用 ・廃プラスチックの焼却	1

3. 温室効果ガス排出量の現状

算定対象及び算定方法

温室効果ガス排出量は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和6年4月 環境省 大臣官房 環境計画課）（以下、「マニュアル（算定手法編）」という。）に基づき算定しました。

表 3-1 二酸化炭素（CO₂）排出量に係る排出係数

温室効果ガス	燃料の種類	単位	単位発熱量× 炭素排出係数× 44/12（排出係数）	単位
二酸化炭素 （CO ₂ ）	電気（毎年度公表される電気小売り 事業者ごとの基礎排出係数を使用）	kWh	0.537（2022年度） ※ ¹ 0.200（2022年度） ※ ²	kg-CO ₂ /kWh
	ガソリン（公用車分）	L	2.32	kg-CO ₂ /L
	ガソリン（施設分）	L	2.32	kg-CO ₂ /L
	灯油	L	2.49	kg-CO ₂ /L
	軽油（公用車分）	L	2.58	kg-CO ₂ /L
	軽油（施設分）	L	2.58	kg-CO ₂ /L
	A重油	L	2.71	kg-CO ₂ /L
	液化石油ガス（LPG）	kg	3.00	kg-CO ₂ /kg

【参考表記：※1：中国電力(株)，※2福山未来エナジー(株)】

温室効果ガス排出量の状況

（1）総排出量

2023（令和5）年度の温室効果ガス総排出量は、1,682t-CO₂となっています。

（2）活動項目別排出量

活動項目別の排出量は、業務その他部門（電気・燃料の使用）による排出量が大半を占めており、2023年度は1,444t-CO₂となっています。また、業務その他部門の中では、電気の使用に伴う排出割合が最も高く、全体の77.0%を占めており、最も大きな排出源となっています。運輸部門（公用車）による排出量は、全体の14%程度であり、2023年度は238t-CO₂となっています。

表 3-2 活動項目別排出量

部門	活動項目			ガス 種類	2023年度 (R05)	
					排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
業務 その 他 部 門	電気			エネルギー 起源CO ₂	1,296	77.0
	燃 料	灯油			98	5.8
		ガソリン（施設）			1.1	0.1
		軽油（施設）			0.1	0.0
		A重油			25	1.5
		LPガス			25	1.5
	小計				1,444	85.9
運 輸 部 門	公 用 車	燃 料	ガソリン	エネルギー 起源CO ₂	65	3.8
			軽油		173	10.3
	小計				238	14.1
合計					1,682	100.0

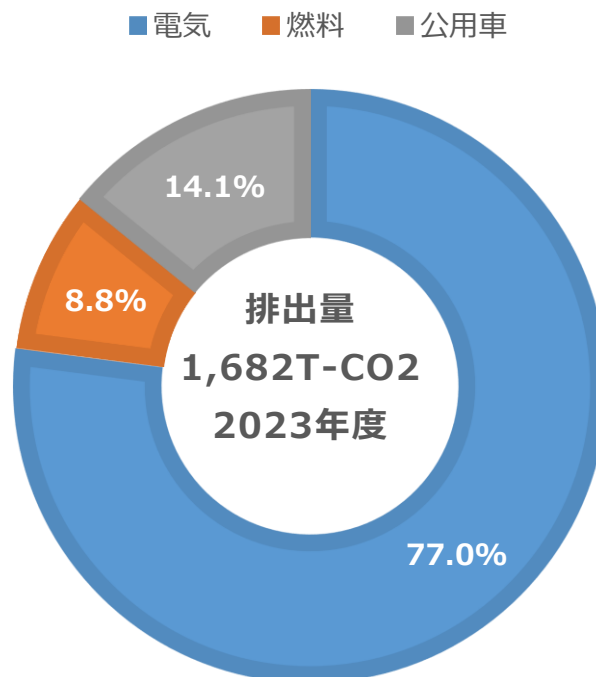


図 3-1 活動項目別排出量割合

エネルギー別活動量

2023 年度における年間活動量を以下に示します。

表 3-4 エネルギー別活動量

活動項目				単位	最新年度 2023年度 (R05)
業務 その他 部門	電気			kWh	2,781,804
	燃料	ガソリン（施設）		L	457
		灯油		L	39,214
		軽油（施設）		L	34
		A重油		L	9,200
		LPガス		m ³	3,800
運輸 部門	公用車	燃料	ガソリン	L	27,858
			軽油	L	67,066

部局別排出量

部局別排出量は以下の表のとおりです。

2023 年度における排出量の多い部局は、「教育課（561t-CO₂）」、「健康衛生課（381t-CO₂）」、「総務課（230t-CO₂）」、「未来創造課（176t-CO₂）」、「子育て応援課（108t-CO₂）」となっています。

表 3-5 部局別排出量

部局別排出量	最新年度 2023年度	
	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
教育課	561	33.4
健康衛生課	381	22.7
総務課	230	13.7
未来創造課	176	10.5
子育て応援課	108	6.4
豊松支所	86	5.1
油木支所	69	4.1
神石支所	50	3.0
建設課	11	0.6
福祉課	7	0.4
住民課	2	0.1
産業課	1	0.0
政策企画課	0	0.0
総計	1,682	100

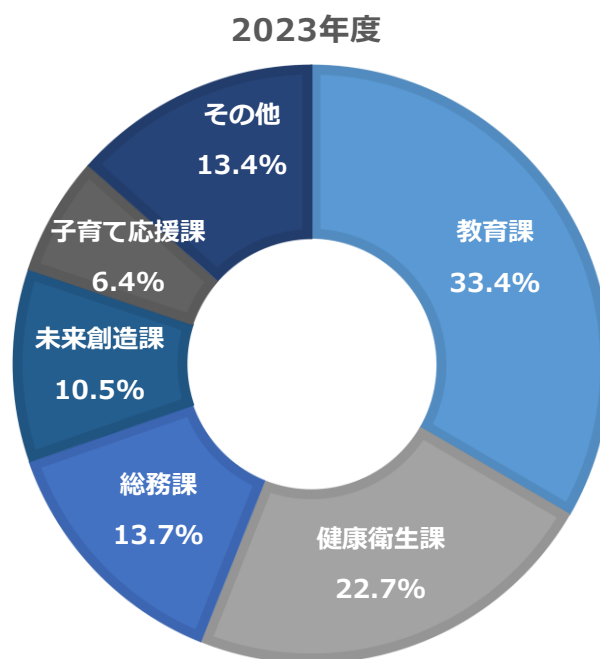


図 3-2 部局別排出量割合

部局別活動量

2023 年度における部局別の活動量を以下に示します。

表 3-6 部局別活動量

部局	エネルギー種							
	電力 (kWh)	ガソリン (公用車) (L)	ガソリン (施設分) (L)	灯油 (L)	軽油 (公用車) (L)	軽油 (施設分) (L)	A 重油 (L)	L P ガス (m ³)
教育課	750,308	5,150	39	14,903	42,345	20	0	0
健康衛生課	1,041,625	1,775	0	1,941	4,231	0	0	0
建設課	5,947	3,248	0	0	0	0	0	0
産業課	1,258	0	0	0	0	0	0	0
子育て応援課	125,164	1,472	0	4,812	512	0	0	3,721
住民課	0	678	0	0	0	0	0	0
神石支所	75,385	3,048	16	49	820	0	0	0
政策企画課	0	0	0	0	131	0	0	0
総務課	388,242	6,499	0	0	2,345	0	0	0
福祉課	0	3,020	0	20	99	0	0	0
豊松支所	99,375	736	0	546	11,485	0	0	52
未来創造課	232,478	688	360	4,699	4,612	14	9,200	4
油木支所	62,022	1,545	42	12,244	487	0	0	23
総計	2,781,804	27,858	457	39,214	67,066	34	9,200	3,800

施設分類別排出量

2023 年度における施設分類別の CO₂ 排出量は、上位から「学校（20.6％）」、次いで「供給処理施設（19.6％）」、「庁舎等（19.6％）」、「公用車（14.2％）」、「幼保・子ども園（6.2％）」等が続きます。

表 3-7 施設分類別排出量

施設分類別排出量	最新年度 2023年度	
	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
学校	347	20.6
供給処理施設	330	19.6
庁舎等	330	19.6
公用車	238	14.2
幼保・子ども園	104	6.2
その他教育施設	92	5.5
スポーツ施設	84	5.0
文化施設	75	4.5
その他（建物）	32	1.9
集会施設	26	1.6
消防施設	16	1.0
公営住宅	3.2	0.2
民俗資料館等	2.4	0.1
レクリエーション施設・観光施設	2.0	0.1
産業系施設	0.7	0.04
総計	1,682	100.0

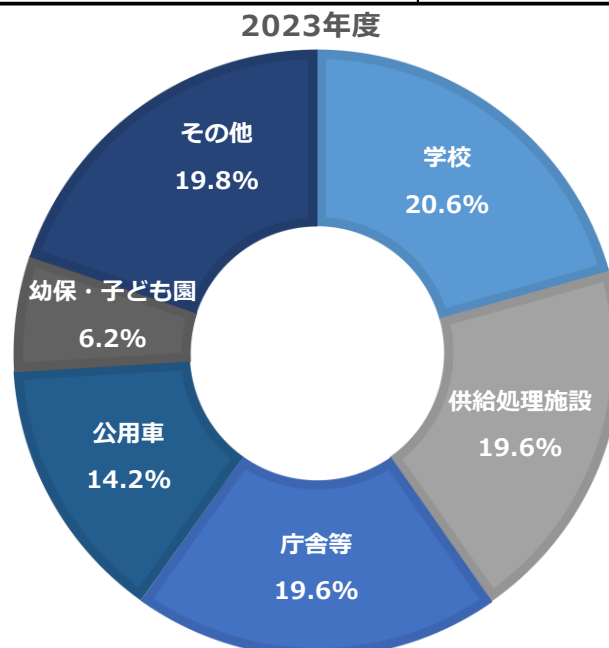


図 3-3 施設分類別排出量割合

施設分類別活動量

2023 年度における施設分類別の活動量を以下に示します。

表 3-8 施設分類別活動量

施設分類	エネルギー種							
	電力 (kWh)	ガソリン (公用車) (L)	ガソリン (施設分) (L)	灯油 (L)	軽油 (公用車) (L)	軽油 (施設分) (L)	A 重油 (L)	L P ガス (m ³)
スポーツ施設	134,038	0	140	4,539	0	14	0	4
その他（建物）	150,871	0	0	0	0	0	0	0
その他教育施設	170,940	0	0	0	0	0	0	0
レクリエーション施設・観光施設	3,727	0	0	0	0	0	0	0
学校	576,977	0	39	14,903	0	20	0	0
供給処理施設	891,515	0	0	0	0	0	0	0
公営住宅	5,947	0	0	0	0	0	0	0
公用車	0	27,858	258	69	67,066	0	0	0
産業系施設	1,258	0	0	0	0	0	0	0
集会施設	39,841	0	0	1,941	0	0	0	0
消防施設	30,187	0	0	36	0	0	0	18
庁舎等	554,235	0	0	12,754	0	0	0	57
文化施設	92,668	0	20	160	0	0	9,200	0
民俗資料館等	4,436	0	0	0	0	0	0	0
幼保・子ども園	125,164	0	0	4,812	0	0	0	3,721
総計	2,781,804	27,858	457	39,214	67,066	34	9,200	3,800

4. 温室効果ガス排出削減目標

目標設定の考え方

国は、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）（令和3年10月閣議決定）において、2030年度までに2013年度比で50%削減の目標を示しており、広島県においては、国の政府実行計画を上回る目標（2013年度比で55%削減）を設定しています。

国や県の意欲的な削減目標を踏まえ、積極的にこれに貢献していくための目標設定が求められています。

削減目標

国の「政府実行計画」の削減目標で定めた削減目標等をふまえ、本計画における温室効果ガス排出量の削減目標は、「温室効果ガス総排出量を2030年度において基準年度（2023年度）比で21%削減^{*}する」とします。

^{*}2013年度比削減目標に対し、2023年度比の削減率を算定し目標として設定
【50% ÷ (2030-2013) × (2030-2023) = 約21%】

（単位：t-CO₂）

	基準年度 2023年度 (R05)	目標年度 2030年度 (R12)		
	排出量	目標排出量	目標削減量	目標削減率
温室効果ガス 総排出量	1,682	1,329	△ 353	21%

削減ポテンシャル

現況と比較した削減ポテンシャルの推計結果を以下に示します。

部門	削減取組の概要		削減ポテンシャル (t-CO ₂)	現況に対する 削減率 (%)	備考
業務その他部門	対策 省エネ	事務所、庁舎、学校、集会所等における照明設備のLED化	85	5.1%	LED化による電気由来のCO ₂ 排出量の削減
	導入 再エネ	再生可能エネルギー（太陽光発電設備）の導入	534	31.8%	導入可能性のある公共施設に太陽光発電を導入した場合の発電量によるCO ₂ 排出量の削減
	調達	電力排出係数の低減	586	34.8%	電力排出係数が低減することを前提とすることによるCO ₂ 排出量の削減
		調達電力の60%以上を再生可能エネルギー電力	372	22.1%	2030年度の電気使用量の60%を再生可能エネルギーで調達することによる電気由来のCO ₂ 排出量の削減
運輸部門	公用車のEV化		48	2.8%	再エネ電気を使用することを前提とし特種用途車以外の公用車をEV化したことによるCO ₂ 排出量の削減

5. 温室効果ガス排出削減に向けた取組み

取組の基本方針

温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、次の基本方針に則り、職員一人ひとりが日常業務の中で主体的に取組を実践します。

基本方針 1	再生可能エネルギーの最大限の活用
基本方針 2	公共施設における省エネルギー対策の徹底
基本方針 3	環境に配慮した製品等の購入
基本方針 4	環境配慮行動の徹底
基本方針 5	廃棄物の削減
基本方針 6	職員に対する研修
基本方針 7	その他の温室効果ガス排出の削減等への配慮

取組内容

(1) 基本方針 1：再生可能エネルギーの最大限活用

- ① 太陽光発電の最大限の導入
 - 政府実行計画においては、「設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。」とされていることから、町が保有する建築物における太陽光発電設備の最大限の導入を図り「設置可能な町が保有する建築物（敷地含む）の約 50%に太陽光発電設備を設置する」ことを目指します。
- ② 蓄電池の活用
 - 太陽光発電により生じた余剰電力の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池の導入を推進します。
- ③ 再生可能エネルギー電力調達の推進
 - 政府実行計画においては、「2030 年までに各府省庁で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。」とされていることから、2030 年までに公共施設で使用する電力の 60%を再生可能エネルギー由来の電力とすることを目指します。
 - この目標（60%）を超える電力についても、排出係数が可能な限り低い電力供給事業者を選択することに努めます。

(2) 基本方針 2：公共施設における省エネルギー対策の徹底

① 建築物における省エネルギー対策の徹底

- 政府実行計画においては、「今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。」とされていることから、今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指します。
- 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図ります。
- 温室効果ガス排出の少ない空調設備を積極的に導入します。
- 政府実行計画においては、「既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする。」とされていることから、2030 年度までに導入可能な公共施設の照明の LED 化を積極的に推進します。
- 照明機器の更新時には LED 照明の導入を図り、原則として、人感センサーや調光システムを合わせて導入し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図ります。
- 窓ガラスへの断熱、遮光フィルムの貼り付け等により室内の温度管理を行います。

② 節水型水利用器の設置等

- 庁舎等における水利用機器を節水型に変更します。
- 取り付け可能な水栓には、節水コマを取り付けます。

(3) 基本方針 3：環境に配慮した製品等の購入

① グリーン購入の推進

- グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ない製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する取組です。グリーン購入法第 10 条では、地方公共団体は毎年度、環境物品等の調達方針を作成し当該方針に基づき、物品等の調達を行うよう努めることとされています。
- 物品購入の際、エコマーク、グリーンマーク適合製品等、環境配慮型物品の選択を推進します。
- 用紙類等はグリーン購入法に適合する商品の購入に努めます。
- トイレットペーパーは古紙配合率 100%のものの購入を推進します。
- 森林の育成過程で生産される間伐材や小径材などの木材製品を積極的に使用します。
- OA 機器の導入時は、国際エネルギースターロゴ表示品又は同等以上のエネルギー消費効率の高い機器の選択に努めます。
- 家電製品の導入にあたっては、省エネ製品非フロン系(冷媒)を導入します。
- 消耗品等は適切な在庫管理を行います。
- グリーン購入のための参考情報の提供を行います。

② 電動車の導入

- 政府実行計画においては、「代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。」とされていることから、2030 年度までに、通常移動用途に係る公用車の更新時に電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）を導入することを目指します。また、その他の車両についても運用上可能なものは電動車に更新することを検討します。
- 新規導入・更新には、リースやレンタルなど、自らが所有者とならない場合も含めます。
- 公用車の買換え等に当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、また、電動車の優先的利用を図ります。

③ 燃料の選択

- 現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、LPG、LNG 等の環境負荷の相対的に小さなものを使用します。

④ 省エネ型電化製品への入替え

- コピー機、パソコン、プリンター等の OA 機器、冷蔵庫や電気便座等について、エネルギー効率の高い機器へ計画的に更新します。

(4) 基本方針 4：環境配慮行動の徹底

① 電気使用量の削減

- 本町の事務事業から発生する温室効果ガスの発生源は、大部分が電気の使用に伴うものです。目標達成のためには最大の排出源である電気の使用に伴う温室効果ガスの発生の抑制、削減が不可欠であることから、電気使用量の削減に努めます。

OA 機器の使用	OA 機器の節電待機モードを効果的に活用します。
	OA 機器を長時間使用しないときには、支障のない限り電源をオフにします。
	業務や健康に支障がない範囲でパソコンやテレビのディスプレイ輝度の抑制に努めます。
	待機電力を消費する機器は、業務上支障がない範囲で、退庁時に主電源を切るか電源プラグを抜きます。
空調	空調設定温度は、暖房温度 20℃、冷房温度 28℃を目安に事務室の適切な温度の維持に努めます。
	会議室等の冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止します。
	空調機器のフィルターの清掃等、設備機器の保守点検を定期的に行います。
	夏季においてはクールビズ、冬季においてはウォームビズを行います。

エレベーターの使用	エレベーターや自動ドアの利用を控えます。
照明	照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底します。
その他	冷蔵庫は、庫内を整理整頓し、季節に応じた設定温度にするように努めます。
	自動販売機の照明や温度等に関して、省エネに配慮した設定を要請します。
	ノー残業デーを推進し、執務時間内の事務処理に努めます。

② 公用車等燃料使用量の削減

- エコドライブを心がけ、アイドリングや急発進、急加速、空ぶかし等を行いません。
- 燃料使用量および走行距離の把握管理に努めます。
- 相乗りなどによる公用車の有効利用を図るとともに、公共交通機関の利用を促進します。

③ 上水使用量の削減

- 節水のラベルを貼り、節水意識の高揚を図ります。
- 食器具類の洗浄や歯磨きなど水を使用する場合は、蛇口をこまめに締める、又は水をためて使うなど節水に努めます。
- 公用車の洗車にあたっては、洗車方法の改善や回数の削減などに努めます。
- トイレ洗浄用水の節水に努めます。

④ コピー印刷用紙使用量の削減

資料の簡素化削減	会議資料、印刷物、報告書等を作成するときは、ページ数や部数を最小限とします。
	連絡文書等は回覧や掲示とすることで作成部数を削減します。
	両面コピー、両面印刷を徹底します。可能なものは縮小機能を活用して枚数を削減します。
	コピー使用後は必ずリセットし、ミスコピーを防止します。
文書管理システムの活用	職員間の伝達は、電子メールを利用するなど、ペーパーレス化を推進します。
	庁内共有ファイルシステムを活用することにより資料の共有化を図ります。
	電子決済の導入を検討します。ホームページやメール等で情報の提供をすることにより、対外向け印刷物の発行部数を削減します。
用紙の再利用	庁内文書については、支障のない範囲で使用済用紙の裏面を活用します。

基本方針 5： 廃棄物の削減

政府実行計画においては、「プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R+Renewable を徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。」とされていることから、リフューズ（発生回避）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を推進し、「プラスチックごみ焼却量」及び「一般廃棄物焼却量」の削減に向けた取組を行います。

① 発生抑制

廃棄物の発生を抑制する	各課のごみ箱削減に努め、リサイクル可能な紙の廃棄をなくします。
	マイボトル持参等により、紙コップ、ペットボトルなどの使い捨て製品の使用の抑制を図ります。
	会議等で飲み物を提供する際は、紙製やリサイクル率の高い缶を採用しペットボトル飲料を使用しない等、使い捨てプラスチックの使用抑制を図ります。
	資料等を発送する際は、過剰な包装をしないよう工夫します。
	机等の事務用品の不具合、電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、長期使用を図ります。
	事務用品等消耗品の節約に努めます。昼食時には、割り箸の使用を自粛し、マイ箸の使用を励行します。
	業者等から職員に配布される広告チラシ類は、必要としないものの受取を拒否するように努めます。
	買い物の際はマイバッグを携行し、レジ袋は購入しないようにします。

② 再使用

まだ使えるものは、できるだけ再利用する	不要になった備品等を掲示し有効活用を図ります。
	使用後の封筒、不要になった紙類は庁内向けの再使用や裏面活用を図ります。

③ 再生利用

分別回収 リサイクルの推進を図る	ごみの分別を行い、ビン、缶、ペットボトル、古紙のリサイクル回収を徹底します。
	分別排出された資源ごみについては、業者による回収等を徹底し、リサイクル推進体制を確立します。
	紙類リサイクルボックスを印刷室内に適切に配置し、雑がみ回収を徹底します。
	コピー機、プリンターのトナーカートリッジは、業者による回収を徹底します。
	庁内で発生する紙類はシュレッダー等を行い、リサイクル回収を徹底します。
	自動販売機で購入した飲料品の空き容器は、販売事業者が設置したリサイクル回収ボックスの活用に努めます。

(5) 基本方針 6： 職員に対する研修

- ① 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供
 - 職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等の積極的な実施を図ります。
- ② 職員に対する脱炭素ライフスタイルの奨励
 - 職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促します。
 - 移動には、できる限り公共交通機関の利用を励行します。
 - 徒歩や自転車利用及び自動車の相乗りを励行します。
 - 通勤に使用するマイカー更新の際には、低公害車の選択を推奨します。

(6) 基本方針 7： その他の温室効果ガス排出の削減等への配慮

- ① エネルギー使用状況等の把握
 - 各施設において、外部機関による省エネルギー診断を受診し、各施設の実情に応じた機器等の運用による改善や設備更新等に努めます。
 - 各施設において、エネルギー消費の「見える化」を行い、適切な取組の実施に努めます。
- ② 建築物の建築管理にあたっての配慮

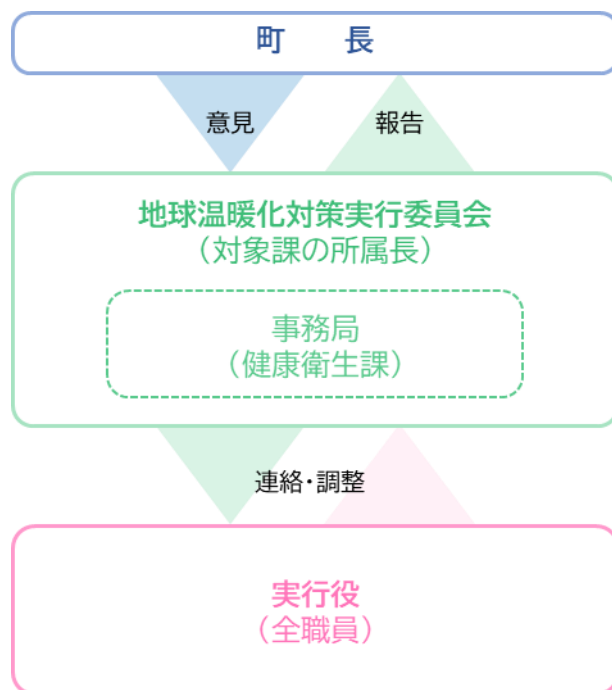
建築物の建築にあたっての取組の推進	本庁舎をはじめとする公共施設を対象に、施設の省エネルギー化を進めます。
	施設の新增設や改修に際し、省エネルギー設計、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、雨水処理水の有効利用を図るなど、温室効果ガス削減に資する最新技術を取り入れます。
	さらに、持続可能な都市づくりの観点から、公共事業においても事業の計画、設計、施工及び監理の各段階において環境配慮を行っていくとともに、温室効果ガスの排出量の少ない工事及び都市構造の実現に寄与する設計に努めます。
環境負荷の少ない施工工事の実施	適正な運搬車両台数、運転時間、走行ルート等の事前検討を促します。
	車両の排ガス、騒音、振動等の抑制を促します。
適切な汚染物質処理施設等の設置	最善の技術を用いた処理施設の設置等により、自ら設置するばい煙発生施設等から生じる汚染物質の削減を図ります。
	燃焼設備の改修等では、LPG、LNG 等環境負荷が相対的に少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図ります。
既存建築物の省エネ性能の向上	遮光フィルム等により空調効果の向上を検討します。

- ③ 緑化等の環境整備と周辺の自然環境保全の推進
 - 公共施設においては、環境に配慮した緑化の計画的な推進や植え込み等の適切な維持管理を図ります。
 - 緑地、歩道及び側溝等の適切な管理を行い、美観の保持を図ります。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

推進体制

本計画の実施体制を以下に示します。



点検・評価体制

本計画の点検評価体制を以下に示します。

